

# 審 査 基 準

平成28年 6 月23日作成

法 令 名	： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	： 第31条の23において準用する第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要	： 法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）	： 京都府公安委員会
法 令 の 定 め	： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準	：
標 準 処 理 期 間	： 14日
申 請 先	： 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口にて提出してください。
問 合 せ 先	： 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考	：